

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 167

2019年3月号

2019年2月25日発行

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬
「社長の仕事」
- 03 「新宿シティハーフマラソン」にOAGランニングクラブが参加しました
- 04 地方公共団体の消費税はココが特別! 地方公営企業法の適用でソコが変わる!
地方公共団体特別会計および公営企業会計の消費税
OAG税理士法人 公会計部 湯浅照美
- 06 OAGコンサルティングが合宿研修でさらにパワーアップしました
『Q&A 平成31年度税制改正の留意点』をプレゼントします
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定

30th
CHALLENGE



「社長の仕事」

OAGグループ代表
太田 孝昭

人の採用が、本当に難しくなっています。世間的には、好景気ということなのでしょう。しかし、好景気といっても、会社に問題や不安が無い訳ではありません。それこそ、問題や不安は山ほど有るといのが本音でしょう。問題があるから解決すれば成長するんだし、不安があるから先手を打つことができます。その意味でも、問題・不安は会社経営にとって不可欠であると考えべきものです。

ところで、会社は成長するにつれて、ピラミッド型組織になってしまいます。社長→役員→部長→課長→係長…。今風のマネージャーとかリーダーとかと呼び方が違ったとしても、上意下達がコミュニケーションの主流であることに変わりはありません。そして、前述の通り「人が採れない」。これは、死活的な問題です。そこにスポットを当てると、中央集権的な組織は嫌われている感があります。

“超新人類”の特徴を列举してみます。

- ・命令されることに慣れていません
- ・自分の個性を大事にします
- ・仕事が嫌いな訳ではありません
- ・コミュニケーションがメールであったりします
- ・「飲みケーション」は不得手です
- ・何かに貢献したいという意欲は強いです

これらの特徴は、分権的組織に向いているんです。

会社経営にとっての問題は「人」に関すること、不安は「社会の変化」に如何に対応するかということ。これに尽きる訳です。人に関するものは、分権的な組織にすることで組織が活性化するのではないのでしょうか。組織を小さな単位に分けて、小さな単位の活動が見える化(売上・利益等を分かる様にする)して、仲間への貢献が実感できる組織を作る。これができれば、凄い会社が出来たらろうなと思います。総論では分かっているけど、現実の自社の経営に当てはめると、どうしたら良いか、分からなくなります。今ある組織を壊さないといけないからです。壊すとすると、一朝一夕にはできません。まずは分権・コミュニケーション・貢献・従業員相互の敬意等というキーワードが大事であることを、経営幹部に理解させなければなりません。

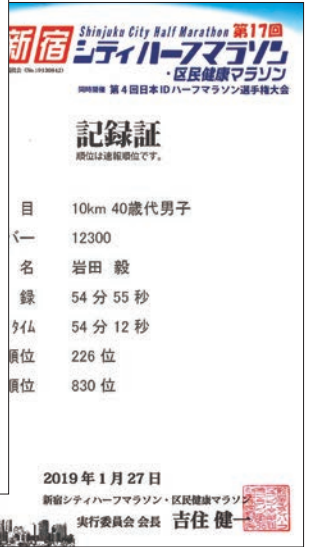
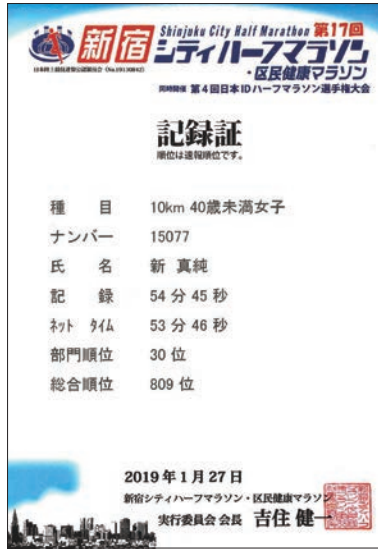
これらのことを意識すれば、組織は少しずつ変わり始めるはずですよ。そして良いタイミングを見て、組織改革をすべきなのでしょう。100点満点を目指さなくても良いんです。しかし、持続的成長こそが社長の仕事です。お互い頑張りましょう。

「新宿シティハーフマラソン」にOAGランニングクラブが参加しました

1月27日に開催された「新宿シティハーフマラソン」に、今年もOAGランニングクラブが参加しました。17回目を迎える今回は、最高気温が9度という寒さの中、8,000人を超えるランナーが神宮外苑をスタート。外苑東通りから靖国通り、外苑西通りを抜けて、ゴールの神宮球場を目指しました。

10kmとハーフの部に出場したOAGランニングクラブは、普段の練習不足を跳ね返して、見事に全員完走！ 沿道からの熱い声援が、折れそうになる心を鼓舞し続けてくれたことも、全員がゴールテープを切ることができた大きな要因でしょう。

完走を証明する記録証を手にしたメンバーは、満面の笑み。大会後の打ち上げには、“応援部隊”も合流して、息つく間もなくグラスを次々に空にしていました。やっぱり、一汗かいた後のビールは最高です！ 来年は、ぜひ皆さんもご一緒しましょう！



記念すべき、初参加！
つら過ぎて何度タクシーを拾おうと思ったことか…
でも声援に励まされ(けなされ?)ゴールした達成感
は最高です。来年も参加して、リベンジします!(太田)

天気も良く、体も軽く(笑)、楽しく走れました♪
自己記録も更新です(°▽°) (新)

今回が初出場、来年は記録更新を
目指します。(篠邊)

出場は5回目
今回はハーフではなく、10kmを選択。
目標タイムをクリアできて、大満足!(川田)



初参加です。
普段の帰宅ランよりキロ2分も速く走って、
大満足です!(落田)



5年連続、6回目の出場です。
来年も打ち上げの料理(ビール?)を
目当てに走ります!(岩田)



入社以来、応援はほぼ皆勤賞です!
(浦野)

メンバーで唯一、ハーフに挑戦!
完走したぞー!(奥田)

マラソン初応援!
厳しい寒さの中、お疲れさまでしたの
応援の人垣で、なかなか走る皆様を
見つけられなかったことが残念の
次回は双眼鏡必須ですね!(山崎)

地方公共団体の消費税はココが特別！ 地方公営企業法の適用でソコが変わる！ 地方公共団体特別会計および公営企業会計の消費税

OAG税理士法人 公会計部 湯浅照美

地域のインフラでもある水道事業や下水道事業は、地方公共団体の特別会計としてその収支状況が把握されており、私たちの水道料金や下水道料金等の売上収入には消費税が課税されています。その消費税の申告や計算方法については一般事業者と異なり様々な特例があります。地方公共団体が消費税の納税者となったら、その特例を理解し適切な納税をする必要があります。また地方公営企業法の適用に伴い、官公庁会計から公営企業会計へ会計処理の変更を行った場合の論点についても確認していきましょう。

地方公共団体の特別会計に対する消費税の特例

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者および法人を納税義務者としており、地方公共団体も資産の譲渡等を行う限りにおいては、同様に消費税の納税義務があります。しかしながら、地方公共団体の特別会計として行われる事業活動は公共性が高く、国等から財政的支援を受けるなど特殊な面が多いことから、消費税法上の特例が設けられています。

なお、この特別会計には、地方公営企業法の適用を受けて発生主義で経理されるもの（以下「公営企業会計」という）と、同法の適用を受けない現金主義で経理されるもの（以下「特別会計（法非適）」という）があります。

① 会計単位による納税義務の特例

前述のように、消費税法上の納税義務者は個々の個人事業者や法人です。しかし、地方公共団体が特別会計を設けて行う事業については、それぞれの事務の性質や内容が異なるため、個々の特別会計ごとの一つの法人が行う事業とみなして、消費税法の規定を適用しています。例えば、水道事業と下水道事業は別個の会計としているため、納税単位は個々の事業（会計）になります。また、下水道事業でも、公共下水道事業や農業集落排水処理事業を別の特別会計としている場合には、納税単位は個々の事業（会計）になります。

② 資産の譲渡等の時期の特例

地方公共団体の特別会計（法非適）は、予算を設定することにより歳入および歳出に係る会計年度が定められています。この歳入および歳出については、年度終了後の一定の期間（出納整理期間（翌4月1日～5月31日））における収入および支出についても当該年度の決算に含めるものと整理されています。

そのため、地方公共団体が行った資産の譲渡等については、その資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度および課税仕入等の支払いをすべき会計年度末（3月31日）に行われたものとすることができます。

③ 仕入控除税額の計算の特例（特定収入がある場合の特例計算）

簡易水道事業や下水道事業のようなインフラ事業においては、整備・運営費用の一部を国・県からの補助金や一般会計からの繰入金により賄われる場合があります。施設の整備には多額の投資を要しますので、工事等の課税仕入れに係る消費税額が使用料収入等の課税売上に係る消費税額より多額になれば、消費税は還付されることになります。

一方、課税の公平性の観点から、このような補助金等を特定収入として、仕入れに係る消費税額の調整計算をするのがこの特例になります。具体的な手順は、以下の通りです。

① 資産の譲渡等の対価以外の収入（不課税収入）を以下のように特定収入とそれ以外とに区分します。

特定収入

- ・補助金 ・交付金 ・寄付金 ・保険金 ・損害賠償金
- ・他会計からの繰入金 等

（注）これらの収入については、法令・交付要綱等、予算または決算書等で、その用途を明らかにすることによって特定収入と特定収入以外に区分します。

特定収入以外の収入

- ・通常の借入金 ・出資金（他会計出資金を含む）
- ・返還金および還付金 等
- ・左記の（注）により非課税または不課税の支出（特定支出＝人件費、利子、土地購入費等）のためにのみ使用することとされている収入

② 上記による特定収入の合計額が占める割合として一定の方法で計算したものが5%を超えるときは、特定収入に係る課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象とはなりません。仕入控除税額の調整がある場合の納付税額は、次の計算式で計算します。

$$\text{納付税額} = \left(\text{その課税期間中の課税標準額に対する消費税額} - \left(\text{調整前の仕入控除税額}_{※1} - \text{その課税期間中の特定収入に係る課税仕入れ等の税額} \right) \right)$$

※1:調整前の仕入控除税額とは、通常の計算方法（原則）により計算した仕入控除税額をいいます

④ 申告時期の特例

地方公共団体の特別会計（法非適）は、会計年度が3月末で終了後、5月末まで出納整理期間があり、その期間の歳入および歳出も当該年度の決算に含まれます。そのため、特別会計（法非適）の確定申告期限は9月末となっています。なお、発生主義で経理する公営企業会計については、その申告期限は6月末となります。

地方公営企業法適用時の論点

① 消費税額算出に与える影響

従来、地方公営企業法の任意適用事業であった下水道事業や簡易水道事業について、近年、総務省が同法の適用を要請しています※2。同法の適用により、現金主義の特別会計（法非適）から発生主義の公営企業会計へ会計の仕組みを変更することになりますが、消費税の計算においては収入額と支出額が課税対象かどうかにより集計して算出するので、基本的には変わるものではありません。

しかし、次の図のように一般会計からの繰入金のうち起債償還金に充当した分の用途を減価償却費に充当したり、出資金として受け入れることにより特定収入とされる額が減り、納付する消費税が少なくなる効果が期待できます。

【地方公営企業法適用前】

一般会計繰入金	特定収入の判定
維持管理費、建設財源等 ・課税仕入れに充当	○
人件費や利子等 ・非・不課税支出に充当	×
起債償還金に充当（課税仕入れ分）	○
（課税仕入れ以外）	×

【地方公営企業法適用後】

事業収益	特定収入の判定
営業収益・営業外収益	
他会計負担金 課税仕入れ	○
他会計補助金 非・不課税支出（減価償却費含む）	×
資本的収入	
他会計出資金 建設財源・起債償還金	×
他会計負担金 建設財源（課税仕入れ分）	○
他会計補助金 起債償還金（課税仕入れ分）	○
（課税仕入れ以外）	×

※2：都道府県および人口3万人以上の市区町村等については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付け総財公第18号総務大臣通知）により平成27年度から31年度までの5年間で、人口3万人未満の市町村等については、「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月25日付け総財公第9号総務大臣通知）により平成31年度から35年度までの5年間で、それぞれ地方公営企業法の適用が要請されています。

② 特例的収入および特例的支出に係る消費税の帰属年度

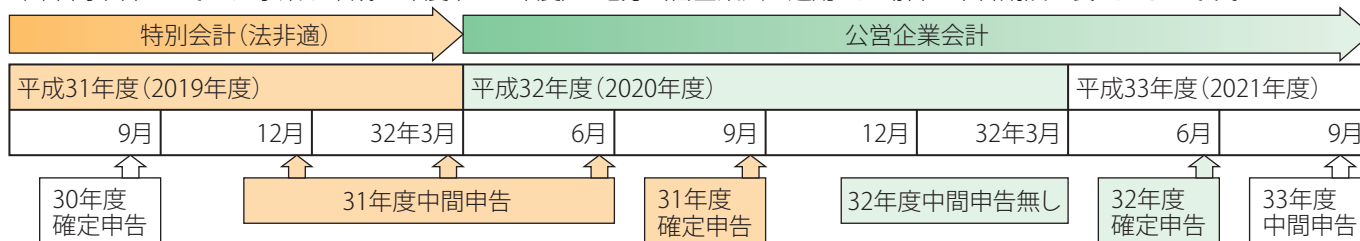
特別会計（法非適）には出納整理期間がありましたが、公営企業会計にはそれがありません。そのため、地方公営企業法の適用直前年度の特別会計（法非適）には出納整理期間がなく、3月末に打ち切り決算をすることになります。4月以降に収入または支出されるものは法適用後の公営企業会計の未収金または未払金となり、特例的収入および特例的支出として移行初年度の予算に含まれます。

当該特例的収入と支出については、資産の譲渡等の時期の点からは特別会計（法非適）最終年度の、予算措置がされている点では法適用初年度の収入と支出となり、消費税計算の帰属年度がはっきりしていません。どちらの年度の計算に含めるかは、所轄税務署に相談の上、当該地方公共団体で決めますが、その主な利点と欠点は、以下の通りです。

	特別会計（法非適）決算額に加算	公営企業会計初年度決算額に加算
利点	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告期限が9月末なので消費税計算に余裕がある 資産の譲渡等の時期が当該年度と一致する 	<ul style="list-style-type: none"> 特例的収入および特例的支出は法適用初年度の予算になるので、その原則に合致する
欠点	<ul style="list-style-type: none"> 算出される消費税額を、法適用初年度予算編成時に見積もる必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告期限が法適用初年度決算早々（6月末）となり、慣れない決算処理と合わせて計算する必要がある

③ 地方公営企業法適用前後の申告スケジュール

地方公営企業法を適用するということは、消費税法上は特別会計（法非適）での事業を廃止し、新しく公営企業会計を適用した事業を開始することになります。そのため、法適用初年度については中間申告が無く、確定申告期限も変更されることになります。以下は年3回中間申告をしていた事業が平成32年度（2020年度）に地方公営企業法を適用した場合の申告期限を表したものです。



《地方公会計・公営企業会計の適用と対策はOAGにおまかせください》

公会計では、各自治体で作成が必要な財務書類の作成から分析・利活用まで支援しております。公営企業会計では、予算書・決算書及び消費税申告書の作成、公営企業会計への移行事務、経営戦略策定なども支援します。

お問い合わせ先

OAG 税理士法人 公会計部 ☎ 03-3237-7503

OAGコンサルティングが合宿研修でさらにパワーアップしました

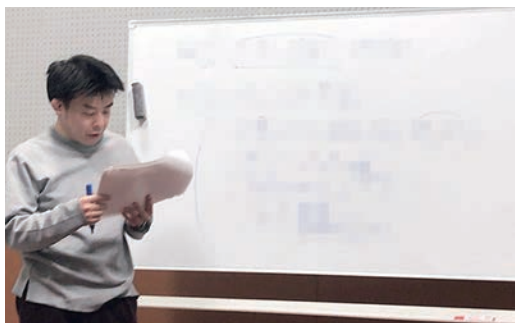
OAGコンサルティングが山中湖で合宿研修を行いました。

1日目は、経営理念・行動指針の再確認に続いて、社長の田中繁明が中期計画と2019年度の方針を発表し、続けて各部門長が今年度の方針を発表しました。

2日目は、各自が2018年を振り返ると共に、2019年度の目標についてグループディスカッションを行い、その結果を発表することで、各自の目標を全員の前で誓いました。

また、1日目の研修後は、チーム対抗のドッジボール大会と懇親会を通してコミュニケーションを深めました。

お客様にとって、最も効果のあるコンサルティングを行うためには、社員個々のスキルの向上と同時に、個々に異なるスキルを有機的に結びつけることがとても大切です。今後もOAGコンサルティングでは、各自のスキルアップと共にチーム力を高め、お客様のご要望にお応えして参ります。



『Q&A平成31年度税制改正の留意点』をプレゼントします

平成31年度の税制改正では、法人が保有する仮想通貨の取扱いや個人版の事業承継税制の創設、相続税制の大幅な改正に伴う措置など、喫緊の課題に対する税制上のさまざまな手当てを行っています。

『Q&A 税制改正の留意点』では、これらの主要な改正点を分かりやすく解説しています。本書を先着5名様にプレゼントしますので、右記の要領でお申し込みください。

《ご応募要領》

- メールに以下の内容をご記入ください。
 タイトル:『Q&A 税制改正の留意点』プレゼント
 文 面:①会社名(ふりがな)
 ②お名前(ふりがな)
 ③お届け先の郵便番号・ご住所
 ④本誌・弊社へのご意見・ご要望(任意)
 - 宛 先: ☒info@oag-tax.co.jp
- ※頂いた個人情報は本書の発送以外に使用せず、発送後破棄します
 ※当選者の発表は本書の発送をもって代えさせていただきます



目次

- I 法人税制
 - Q1 研究開発税制の拡充
 - Q2 みなし大企業の範囲の見直し
 - Q3 地方法人課税の見直し
 - Q4 法人の保有する仮想通貨の取扱い
 - Q5 組織再編税制の見直し
 - Q6 その他の改正
- II 国際課税
 - Q7 過大支払子税制の見直し
 - Q8 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の見直し
 - Q9 移転価格税制の見直し
- III 所得税制
 - Q10 住宅ローン減税の拡充
 - Q11 NISA・ジュニアNISAの利便性向上等
 - Q12 その他の改正
- IV 相続・贈与税制
 - Q13 個人版の事業承継税制の創設
 - Q14 教育資金/結婚・子育て資金の一括贈与の改正
 - Q15 民法(相続関係)の改正に伴う措置
 - Q16 その他の改正
- III その他の改正
 - Q17 ふるさと納税制度の見直し
 - Q18 その他の改正

私の Off-Time

「自然との戯れも程々に」

OAG税理士法人 公会計部 成田瑠世男

私が休日を捧げている趣味は、スノーボードです。始まりは学生時代の合宿でした。できない自分が嫌で、一人で山に行くようになり、練習を続けていたら一番の趣味にまで上り詰めました。

大自然と戯れているような、あの何ともいえない充実した時間。堪りません！ できることなら、山に籠りたいくらいです。

そんな私のスノーボーライフは、毎週金曜日の深夜に都内を出て、早朝まで現地で眠り、時間が勿体無いので昼食はウイダーインゼリーで済ませ、21時頃まで滑り、帰りは温泉に寄って帰宅。まさに、充実したスノーボーライフを送っていました。

そんなある日のこと、スノーボーのジャンプ台で高く飛び過ぎてしまいました。着地は成功したものの、重力負荷が強烈で、腰の骨を粉碎骨折…。もうそれは形容できない程の痛みでした。

しかも、その日は運悪く一人で来ていました。病院に行くのも、帰宅するのも、自分だけが頼りです。

グレンデの救護室では、希望する入院先を聞かれましたが、できるなら自宅に近い関東の病院に入院したいもの。激痛を堪えて、自力で関東まで帰りました。

帰宅後、総合病院で診てもらおうと、「手術するまで、お手洗いのとき以外は車椅子にも乗らないで」と言われるほどの重傷でした。見張り(?)の為か、診察が終わるタイミングで、即入院する羽目になりました。

手術後、親や友人の支えでリハビリを行っていましたが、今シーズンのスノーボーは腰に金属が埋まっているので半分諦めていました。ところが、なんと医師から許可が下りたのです！ スノーボーに乗れるまで、無事に回復することができ、3週間に一回のペースで自然と戯れに行っています。

皆さんも過度な重力には十分気を付けて、今日も一日、仕事に趣味に頑張りましょう！



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループグループ戦略部 広報 Tel.03-3237-7500

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
	ただ今準備中です。予定が決まり次第、お知らせ致します。	

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)



京街道との交差点から見た新町通り



彦根城



ひこにゃんと彦根城

Photo by Yasuyoshi Wada

秋の琵琶湖周遊の3日目は、旅の最終日。ゆっくりと長浜城や彦根城、八幡山城のそれぞれの城下町を散策するつもりでした。しかし、愛犬の体調が悪いという連絡を受けて、急遽午後の新幹線で帰京することにしました。そのため、長浜城下の散策は諦めて、早朝6時の電車で近江八幡と彦根に向かいました。大阪まで快速で1時間半の距離ですが、大阪方面への通勤客で思いのほか混雑していました。近江八幡駅で降りて、八幡小学校→池田町洋館街→歴史的街並みの新町通り→八幡堀→日牟禮八幡宮→八幡山ロープウェイ→八幡山城跡→白雲館と巡り、近江八幡駅に戻る約4時間の駆け足散策でしたが、豊臣秀次と近江商人が作り上げた気品ある古い街並みやお堀の素晴らしさのほんの一端だけは感じることができました。休む間もなく彦根へ向かい、循環バスで玄宮園と彦根城を訪ねました。お城と庭園と紅葉の華麗なコラボを何とか写真に収めることができ、僅か3日間でしたが、琵琶湖の自然の美しさと歴史の重厚さに触れた旅になりました。

◇近江八幡：八幡山の麓にある豊臣秀次ゆかりの城下町です。日牟禮八幡宮、八幡堀、ヴォーリズ建築、白雲館、メンターム資料館等々、たくさんのお見どころがあり、特に、お堀と商家の街並みは、時代劇のセットのようで、味わい深い風景です。

◇彦根城：井伊家14代の居城として1622年に完成しました。現存天守は姫路城や松本城、犬山城などと共に国宝に指定されています。城のお堀の対岸には、回遊式庭園を持つ名勝の「玄宮園」があります。

<編集後記>

このところ1年間で3カ月ぐらいの長さを感じてしまい、まるで日々早送りされているかのようです。年齢を重ねるにつれて、時間が経つのが早くなったと感じる理由には、様々な説が語られてきました。その中のひとつに、生きてきた長さが影響しているというものがあります。例えば、同じ1年でも、50歳の人にとっては人生の50分の1、5歳の子供にとっては5分の1なので、50歳の人にとっての10年間は5歳の子供にとっての1年間に相当する、つまり、時間の感じ方は年齢に比例して早くなるというわけです。確かに、自分も20代の時と40代の今を比べると、時間が2倍以上早くなったような気がします。

今年は時間を少しでも長く感じられるように、毎日を大切に過ごしたいと思っています。(お)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング
(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング
OAG監査法人／OAG弁護士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホーマットホライゾンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ グループ戦略部 広報